**◆◆◆廃止届(毒物劇物業務上取扱者) について◆◆◆**

平成26年4月1日　初版

枚方市保健所保健企画課

◎　業務を廃止した場合は、すみやかに届出を行う必要があります。（毒物及び劇物取締法第22条）

◎　提出部数：1部（写しを取って、控えを保管してください。）

**廃止届（毒物劇物業務上取扱者）の記載上の留意点**

（１）事業場の種類欄には、電気めっき業にあっては第１号、金属熱処理業にあっては第２号、運送業にあっては第３号、しろあり防除業にあっては第４号と記載すること。

（２）事業場の名称及び所在地は、以前に提出した業務上取扱者届書に記載したとおり記載すること。

ただし、住居表示変更があった場合には新しい住居表示に従って記入し、その旨を備考欄に記載すること。

（３）取扱品目欄には、電気めっき業及び金属熱処理業者にあっては、取り扱った無機シアン化合物名を、運送業にあっては、運送していた毒物又は劇物の名称を、しろあり防除業にあっては、取り扱った砒素化合物名をそれぞれ記載すること。

（４）廃止年月日は実際に業務を廃止した日を記載すること。

（５）廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理方法については、具体的に記載すること。

（６）備考欄には、廃止の理由を記載すること。

（７）届出年月日は、提出日を記載すること。

（８）住所及び氏名は、以前に提出した業務上取扱者届書に記載したとおり記載すること。

（９）可能であれば、捨印（代表者印）を押印すること。（訂正があった場合には、登記された代表者印の訂正印もしくは捨印が必要となります。）

毒物劇物取締法施行規則 別記第19号様式の(2)（第18条関係）

（毒物劇物業務上取扱者）

捨印

廃　止　届

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業場 | 種類 | 令第４１条第　　　　　　　号に規定する事業 |
| 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 取扱品目 | |  |
| 廃止年月日 | |  |
| 廃止の日に現に所有す  る毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は  処理の方法 | |  |
| 備考 | |  |

　上記により、廃止の届出をします。

　　　　　年　　　　月　　　　日

住　所 　〒

法人にあっては､主た

る事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名

法人にあっては､名称

及び代表者の氏名

枚方市長　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　TEL

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者